

2022年3月15日

## 「2022年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」 に対する道の回答への評価・見解について

北海道労働者福祉協議会

1. 北海道労働者福祉協議会（道労福協）は「2022年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2021年10月19日に北海道知事宛提出しました。その後、11月15日には「勤労者福祉向上キャンペーン」実行委員会メンバーによる道の関係部局に対する要請趣旨の説明会を実施し、道からは2021年12月13日付で別掲の内容での回答を受理しています。（急ぎ回答を調整中とされた数項目については2022年2月17日までに全回答を受理）
2. 回答内容の検証結果からは、要請課題に対する道としての対応状況や施策の実施状況について一定評価できる内容がある一方で、これまでと同一内容の回答や、依然として「検討する」「適切に対応する」「努めていく」といった表現も散見されるなど当座の対応に止まっていると判断される回答も確認される状況です。  
当協議会として改めて質すことが必要と判断した要請事項については、3月2日付で再度道側への照会を実施していますが、引き続き、要請趣旨の実現に向けた要請活動を継続するとともに、議会対策等が必要と判断される課題については関係団体との連携を図る中で改善に繋げていく考えです。
3. 今次要請全般に係る道からの回答内容、および道労福協としての「評価・見解」を別掲の通り表明いたしますが、以下に当協議会が重点項目として設定した要請課題を抜粋し検証結果の概要を記載します。

### (1) 北海道におけるSDGs推進【別掲資料 P1 項番 1.-(1)-①】

北海道におけるSDGs推進にあたってSDGsの重要な目標である「貧困の根絶・格差の是正」を各種施策に明確に位置づけるよう求めたが、回答では「SDGsの理念に合致する施策を推進する」との姿勢が示されたに止まり、道が推進する「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて道民に発信するメッセージとしては具体性に欠けるものとする。道が推進する施策に「貧困や格差」の課題解決に向けた視点が反映され、是正に向けた具体策が講じられているか注目する必要がある。

### (2) 奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減【別掲資料 P9 項番 3.-(1)-②】

奨学金返済の負担軽減を図り、併せて若者の道内就労支援や人口減少対策を進める観点から、北海道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施するよう求めたが、前年度回答からの進展は見られなかった。

とりわけ地元企業に就職するなど一定の要件を満たした場合に奨学金の

返還を支援する仕組みについては、既に 32 府県・423 市町村で導入されているが、こうした支援制度を道が直接導入することについては消極的姿勢に止まっており、未来を担う若者を支える教育環境を充実させるスタンスがきわめて希薄であると言わざるを得ない状況にある。

**(3) 「こども食堂」の役割発揮に向けた支援の実施【別掲資料 P16 項番 3.-(5)-②】**

食事の確保はもとより、子どもの居場所づくりの活動として全道で展開されている「こども食堂」への道の対応については、子どもの居場所の設置促進や運営支援に向けたコーディネーター派遣や相談窓口の設置、地域におけるネットワーク事業の促進など道による具体的側面支援の内容について一定評価できるものと考ええる。

ただし、「こども食堂」の安定した運営を確保するためには運営資金の支援も求められており、国の指針に基づく施策（補助金・交付金の活用や政府備蓄米の無償交付、管内市町村への周知等）の実践状況も含め、現状の側面支援の推移を見守りつつ要請を継続する必要がある。

**(4) フードバンク活動の促進【別掲資料 P17 項番 3.-(6)-①②】**

食品ロスの削減をはじめ、「こども食堂」や生活困窮者向けの食糧支援、災害時の被災者への食糧提供等、福祉や災害時対応の観点からもフードバンク団体との連携を強化し活動を促進する必要性が高まっている。

社会的にもこうした認識が共有されつつある中で、道が課題として認識する「フードバンク団体の基盤強化や食品の衛生管理・物品管理に係る責任の在り方」に係る課題への積極的関与と側面支援、および福祉・環境政策との連携を図るための担当部署の明確化を求める要請に対し、「直接所管する部署がないため回答することが難しい状況」とする回答提示のみで課題解決に向けた方途や具体的支援の方向性についての道としての見解が示されなかったことは極めて遺憾である。

**(5) 「勤労者福祉資金融資制度」の制度拡充【別掲資料 P21 項番 3.-(9)-②】**

同制度の融資対象者を中小企業従業員に限定せず拡充するよう求めた要請に対しては、前年回答と同様、「関係団体の状況や生活福祉資金の特例貸付の動向把握等を踏まえ適切に対応する」との回答に止まり、真に広く道民・勤労者の福祉向上に資する道の金融支援制度とすべく、制度改善に向けた主体的見解や方途が示されなかったことは極めて遺憾である。

**(6) ヤングケアラーへの支援【別掲資料 P35 項番 6.-(2)-介護分野-②】**

社会的課題として認識されつつあるヤングケアラー（大人の代わりに家族やきょうだいの世話を担う 18 歳未満の介護者）の実態把握と支援に向けた道の対応は評価できるものと考ええる。

回答で示された実態調査の結果を踏まえた課題に対し、支援促進条例の制定をはじめ実効性のある支援策が早期に検討され実施されるよう今後の動向を注視しつつ必要な要請を継続したい。

**(7) 公営住宅高層階への灯油配達支援【別掲資料 P38 項番 7.-(4)】**

前年度の回答において、道として人手不足の解消支援や階上げ給油に係る実態の把握に取り組む旨の表明がなされていたが、今次回答で実態把握に向けた事業者と市町村を対象とした調査を実施し、その調査結果や問題解決に向け参考となる取組事例について市町村の他、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社とも情報共有を行った旨が示されたことは一歩前進と考える。

引き続き、要請で求めている調査結果や取組みの好事例等の具体的内容について確認し今後の取組みに繋げたい。

以 上